

国立銀行紙幣

大貫 摩里

はじめに

国立銀行紙幣は、国立銀行条例に基づいて各地に設立された国立銀行により、明治六（一八七三）年から発行された紙幣である。ピーク時には一五三行もの国立銀行があり、各行が国立銀行紙幣を発行する権利を有していた。国立銀行制度は、明治政府によって発行され、累積した不換紙幣（政府紙幣¹）の回収整理、兌換制度²の確立、殖産興業資金の供給を目的として設計された制度である。

国立銀行紙幣は発行当初、発行紙幣と金銀貨（正貨）との兌換が義務付けられるなど発行条件が厳しかったことから、国立銀行の設立数は少なく、国立銀行紙幣の発行額も多くはなかった。これに加えて、輸入の増大から正貨が流出し、国立銀行紙幣の兌換請求が増加したため、国立銀行紙幣の流通状況は低調であった。その後、明治九（一八七六）年に国立銀行条例が改正されて、発行条件が緩和されると、国立銀行の設立数が増加

し、紙幣の発行は拡大していったが、国立銀行紙幣の発行増は、政府紙幣の増発とあいまって深刻なインフレーションをもたらすこととなった。この結果、銀行券発行を一元的に行う中央銀行設立の必要性が論じられるようになり、明治十五（一八八二）年に日本銀行が設立された。これを受けて明治十六（一八八三）年、国立銀行条例は再改正され、国立銀行紙幣は、兌換銀行券である日本銀行券に置きかえられることとなり、明治三十二（一八九九）年に、政府紙幣とともに通用停止となった。本稿では、このような経緯をたどった国立銀行紙幣について、国立銀行紙幣の発行に大きな影響を与えた国立銀行制度の変遷に沿って、考察することとする。

国立銀行の設立

不換紙幣の回収整理、殖産興業資金の供給などの課題を抱えた明治政府は、明治三（一八七〇）年秋、大蔵少輔伊藤博文を、米国の銀行制度の視察・調査のために渡米させた。伊藤は日本の大蔵省あてに書簡を送り、米国の「ナショナルバンク³」制度をモデルにして、紙幣発行の特権を有する銀行を日本全国の各都市に設立する分散的発券制度を提言した。伊藤案は、①銀行を設立しようとするものは、政府紙幣をもって資本金を払い込む、②ついで政府は金札引換公債を発行し、これを政府紙幣と

引換えに各行に交付する、③各行は、この公債を抵当として紙幣を発行するというものであった。これに対し、明治四（一八七一）年五月の時点で大蔵少丞であった吉田清成は、米国の分散的発券制度に反対し、イングランド銀行のゴールドバンクのシステム、すなわち銀行券は金兌換として一中央銀行のみに発行させる銀行制度を主張した。米国派の伊藤の主張には、渋沢栄一、井上馨、大隈重信らが賛成し、英国派の吉田の主張には、政府雇用の英国人財務顧問アラン・シャンド、経済学者田口卯吉らが賛成した。この論争は、明治四年九月ごろまで続いたが、同年十一月、公債を抵当として紙幣を発行するナショナルバンク型銀行の設立という伊藤案を基礎に、その発行紙幣を兌換紙幣にするとうかたちで吉田案を加味し、妥協点に到達した。

国立銀行条例の制定

上記の経緯を経て、明治五（一八七二）年十二月、国立銀行条例および国立銀行成規が公布された。

国立銀行紙幣の発券制度は、国立銀行条例布告の前文中に、「此度政府之公債証書ヲ抵当トシテ正金引換ノ紙幣発行ノ銀行創立」とあるように、正金（金銀貨）と交換できる紙幣の発行を規定していた。

条例の第六条は「銀行元金高ノ制限及其集合方法公債証書紙

幣取引等ノ手続ヲ明ニス」と題し十六節に分けて手続きを詳説してある。その要点は、次のとおりである。

① 資本金の一〇分の六相当額は、政府紙幣をもって大蔵省出納寮⁴に上納し、その際これと同額の公債証書を受け取る。銀行頭取および支配人は、これに記名・捺印してそれを抵当とし、出納寮に納め、大蔵省紙幣寮から同額の銀行紙幣（国立銀行紙幣）を受け取って、銀行名・役員名等を記載・捺印のうえ発行する。

② 資本金の一〇分の四は、本位貨幣（金銀貨）をもって兌換準備とし、またこの準備は紙幣発行高の三分の二を下まわってはならない。三分の二の正金（金銀貨）で兌換に不足するときは、別に他の正金を加えて兌換に応じなければならぬ。

国立銀行紙幣の通用については、条例第八節五節で、諸官庁・銀行・商社その他、いかなる主体においても、また日本国内のどこでも、租税運上、貸借の取引、俸給その他いっさいの公私の取引において、正金同様に通用できることが規定されている。さらに六節では、受領を拒否すると処罰されることも規定されている。

国立銀行紙幣（旧券）の発行は、明治六年八月に開始された。『明治財政史 13巻』によると、国立銀行紙幣の下付高と流通

| 年月(月末) | 国立銀行数 | 下付高(円) | 流通高(円) |
|---------|-------|-----------|-----------|
| 明治6年12月 | 2 | 1,362,210 | 852,520 |
| 明治7年6月 | 3 | 1,896,000 | 1,356,979 |
| 明治7年12月 | 4 | 1,995,000 | 802,730 |
| 明治8年6月 | 4 | 2,020,000 | 381,163 |
| 明治8年12月 | 4 | 1,420,000 | 233,861 |
| 明治9年6月 | 4 | 1,420,000 | 62,456 |

表1 国立銀行紙幣の下付高と流通高

銀行、大阪第五国立銀行の四行にすぎなかった。なお、大阪第三国立銀行は、第一回の株主総会が紛糾し、営業開始前に解散した。

国立銀行の開業について、東京第一国立銀行を例にとると、次のような開業免状が交付されている。

開業免状

大蔵省

こうした中、輸入の増加とともに正貨の流出が増加し、それに伴って発行紙幣の兌換請求が増え、国立銀行紙幣は発行されてもすぐに還流する傾向が強まった。そこで明治八(一八七五)年三月八日、国立銀行四行は連署して営業困難の状態を述べ、国立銀行紙幣の発行難打開策を政府に請願した。

これを受けて明治八年六月、紙幣頭得能良介は、国立銀行救済のため、兌換制度の手直し、すなわち下付済みの国立銀行紙幣を抵当として、紙幣寮の同額の予備紙幣(政府紙幣)を貸し下げることを、大蔵卿大隈重信に建議した。大蔵省は、明治八年十二月十七日、国立銀行四行に対し、下付済みの銀行紙幣総額の半額、四行合計七十一万円を、十二ヶ月間貸し下げることを通達した。しかし、その後も正貨兌換が続いたので、明治九年三月十日、得能良介は、国立銀行紙幣の従来の正貨兌換を通貨(不換の政府紙幣)兌換にするように、再び大蔵卿に建議した。一方で四行は、残額の銀行紙幣を抵当として政府紙幣を借り受けた結果、明治九年六月三十日時点で、政府からの借入金総額は一三四万円に達した。こうして実際に流通している国立銀行紙幣はますます減少し、わずかに六万二四五六円となった。

さらに政治的には、華族および士族の救済問題が、国立銀行条例制度の見直しを後押しした。政府は財政を圧迫していた華・士族に対する家禄支給を廃止することにし、明治九年八月

紙幣寮 第一番

開業免状

武蔵国東京第一国立銀行より差出たる証書に拠り、此銀行は大日本政府の公債証書を引当として紙幣を発行し之を通用し之を引換ゆる儀に付、明治五年八月五日大日本政府にて制定したる銀行条例の趣意に従ふて創立し、其開業前の手続は、都て此銀行条例の規則を履行したること分明なるに付、今此開業免状を交付し、自今銀行条例に従て銀行の業を営むことを許可するもの也

右の証拠として明治六年七月二十日余は大蔵卿の命を奉りて、爰に姓名を自記し、官印を鈐するなり

明治六年七月二十日 紙幣頭従五位 芳川顯正 ㊦

国立銀行条例の改正

東京第一国立銀行ほか四行の国立銀行は、銀行券の発行以外に、預金・貸出等の銀行業務を営んでいたが、預金は官公預金が大半を占める一方、放漫な貸出を行っていた銀行もあったといわれている。

五日に金禄公債証書条例を公布した。華・士族の秩禄処分(家禄制度を廃止し、金禄公債証書一億七四〇〇余万円を発行して華・士族に交付)を行ったが、この巨額の金禄公債の発行は、公債相場の下落を引き起こして所有者に損失を与え、社会問題化する恐れがあった。そのため政府は、金禄公債証書を国立銀行紙幣の抵当として認め、相場維持を図った。同時に国立銀行設立の促進も企図した。

こうした状況の中、国立銀行条例は明治九年八月一日に改正された。改正の要点は以下の二点である。国立銀行を通じて兌換制度を確立しようとする政策意図は後退し、数多くの銀行を設立して多額の通貨を供給し、それによって殖産興業を促進しようとする方針が前面に出ることになった。

- ① 資本金の一〇分の八相当額を、四分利付以上の公債証書で大蔵省に預け入れ、これを抵当として同額の国立銀行紙幣を発行できる。
- ② 資本金の一〇分の二相当額を、通貨(不換の政府紙幣)をもって兌換準備にあてる。

加えて、既述のとおり、華・士族に新たに交付された金禄公債証書を活用した銀行設立の道が開けたことから、全国各地で国立銀行の設立が促進されることとなった。この改正によって旧条例下で設立された四行は、改正後の条例を根拠法とする国

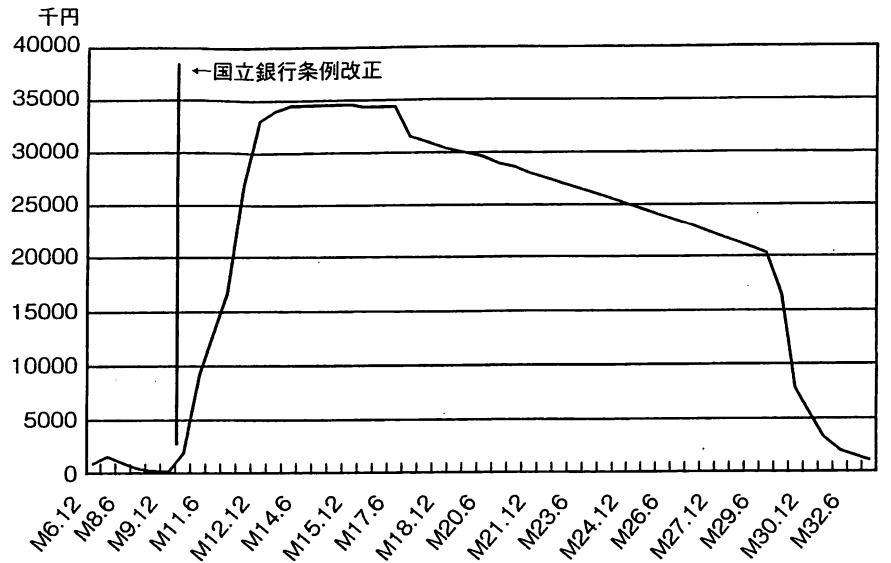


図1 国立銀行紙幣の流通高の推移

立銀行として、銀行免許が新たに交付された。現在の第四銀行、十六銀行、七十七銀行などの前身は国立銀行であり、名称は国立銀行時代のナンバリングの名残りである。¹⁷⁾
 明治十二(一八七九)年十二月五日、京都第五百五十三国立銀行の開業によって、大蔵卿が内定した国立銀行資本総額四〇〇万円の制限を超過することになり、同行を最後の国立銀行として、以後、設立認可は打ち切られた。

国立銀行紙幣の流通

『明治財政史 13巻』によると、条例改正後の国立銀行紙幣流通高の推移は図1のようであった。¹⁸⁾ 国立銀行条例が改正された直後の明治九年十二月には一七四万四〇〇円であったが、国立銀行紙幣の下付がすべて終了した明治十三(一八八〇)年十二月には、三四四二万六三五一円となった。¹⁹⁾ なお、明治十三年十二月までに下付された国立銀行紙幣の金額は、三四四七万六八八〇円であり、明治十三年末の時点で、下付された紙幣のほとんどが流通していたことになる。

ただし、このように不換紙幣が増発される中、明治十三年から十四年にかけてインフレーションが深刻化した。各国立銀行がそれぞれ銀行紙幣を発行している状況では、インフレーションに対応した紙幣発行高の抑制策をとることができず、銀行紙

幣発行を一元化した中央銀行設立の必要性が論じられるようになった。このような状況下、明治十四年に大蔵卿に就任した松方正義は、不換紙幣の整理と中央銀行設立に着手した。

明治十五年に、紙幣発行を独占的に行う日本銀行が設立されると、翌明治十六年、国立銀行条例が再度改正された。この条例改正により国立銀行紙幣は、兌換銀行券である日本銀行券に置きかえられることとなり、漸次回収・消却され、明治三十二年に、政府紙幣とともに通用停止となった。²⁰⁾

国立銀行紙幣の回収・消却と日本銀行

日本銀行による国立銀行紙幣の回収・消却については、日本銀行金融研究所アーカイブに、関連する資料が残されている。明治十六年五月十一日付の、大蔵卿松方正義が日本銀行にあてた「国立銀行紙幣消却ニ関スル命令書」²¹⁾は、最も基本的な資料の一つであり、ここでは国立銀行が営業満期を迎えるまでに国立銀行紙幣を消却するように指示されている。これを受けて日本銀行は、国立銀行紙幣消却事務を行う部署として、紙幣支消部を設置することを大蔵省に上申するとともに、紙幣支消部の業務の内規を作成し、大蔵省に提出している。²²⁾

国立銀行紙幣の消却方法の概要は、以下のとおりである。²³⁾ ① 各国立銀行が紙幣引換え準備金を日本銀行に政府紙幣で預入す

る(A)。またこれとは別に、各国立銀行の銀行紙幣下付高の年二・五パーセントに相当する金額(積立金)を毎期ごとに日本銀行に預入する(B)。② 日本銀行はこれらの元資(A+B)で利付国債を購入する。③ ここから毎年得られる利子収入を、全体の国立銀行紙幣消却高とし、各行の紙幣発行高に応じて各行ごとの消却金額を割り振る。④ 各国立銀行は、国立銀行紙幣を日本銀行に納付する。日本銀行は、受領した国立銀行紙幣を大蔵省へ納付する。

紙幣消却に関する資料も、日本銀行のアーカイブに残されている。「各国立銀行準備金納付方並準備金ヲ以テ買入ルヘキ公債証券価格騰貴ニ向フモ矢張り七月払下ノ価格同様ニテ払下之義願之件」(明治十六年八月二十日)²⁴⁾によると、当時公債の市場価格は上昇傾向を示していたため、国立銀行は日本銀行が購入できる公債が想定より少なくなってしまうと懸念し、できるだけ安い価格で購入できるように取り計らってほしい旨の願書を、日本銀行に提出している。日本銀行は、国立銀行の憂慮が理解できるとして、市場価格よりも安い価格での公債売却を望む国立銀行からの願書を添付し、大蔵省に検討を依頼した。大蔵省からは、八月二十五日付、大蔵卿松方正義の名義にて「願之趣ハ難聞届候へ共当月中二現金当省へ納付候ハハ特別ヲ以テ七月中ノ平均相場七分利付額面百円ニ付金八拾六円四厘替ヲ以テ

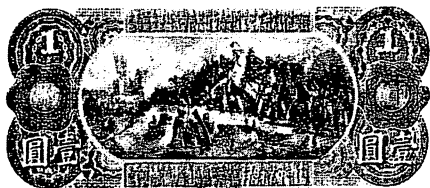
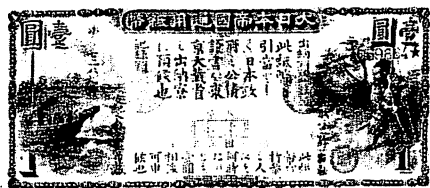


写真1 国立銀行紙幣(旧券・第一国立銀行一円券、上：表、下：裏) 明治6(1873)年。表面は上毛野田道の蝦夷征討の図、裏面は蒙古襲来の図。第一国立銀行は、国立銀行条例が公布されて最初に設立された銀行。

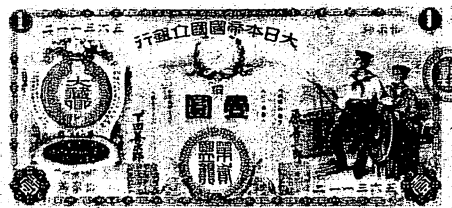


写真2 国立銀行紙幣(新券・第二国立銀行一円券、上：表、下：裏) 明治10(1877)年。表面は水兵。海国日本を象徴したものといわれている。エドアルド・キョッソーネが彫刻・製作した。裏面は恵比須で、ヴェンチェンツォ・ラグーザが彫刻したといわれている。

公債証書可払下事(この願いは聞き入れ難いが、八月中に現金を払い込めば特別に、七月中の平均相場場で払い下げてもよい)」と回答されている。

また、「大蔵省ヨリ二、三月中消却済銀行紙幣請取証下付二付回覧」(明治十七(一八八四)年五月二日)をみると、日本銀行で回収され、消却の処理がとられた国立銀行紙幣は、月単位でまとめられ、大蔵省へ上納されていたことがわかる。

順次米国から送付され、紙幣寮は明治五年末から六年にかけて、大蔵卿印、出納頭印、記録頭印、国立銀行名称、大蔵省記番号などの押印作業を行った。国立銀行が行った作業は、頭取、支配人の記名、捺印である。

初期に発行された国立銀行紙幣(旧券、写真1)の額面は二十円、十円、五円、二円、一円の五種ですべて同じ色、同じ大きさとなっている。米国の印刷会社が製造を行ったため、デザインは当時のNational Bank紙幣と極めて類似したものとなっている。

国立銀行条例改正後、明治十(一八七七)年からは一円と五円の二種が発行されたが、これらは額面により寸法や刷色を変えたデザインとなった。製造も日本で行われ、当初から発行されていた旧券と区別するために新券と呼ばれている(写真2)。新券も旧券同様、各国立銀行は同じデザインの銀行券を使用していたが、銀行名、頭取・支配人名、印鑑等を変えることによって、発行元がわかるようになっていた。ただし、新券だけでは必要量が確保できなかったこともあり、旧券も引き続き使用された。

国立銀行紙幣の製造・発行・デザイン

最後に、国立銀行紙幣の製造・発行過程にふれておく。国立銀行紙幣の製造者の選定や契約にあたっては、国立銀行制度の導入を主張した伊藤博文が中心となって尽力した。既述のとおり、明治三年秋に銀行制度調査のため渡米した伊藤は、米国滞在中に銀行紙幣の製造についても検討し、同国の印刷会社と交渉を重ね、明治四年九月にコンチネンタル・バンクノート・コムパニーと契約を行った。発注した紙幣は、明治五年五月以降、

- (2) 紙幣と金銀貨(正貨)の交換を保証する制度。
- (3) 国立銀行はnational bankの訳であるが、どちらも通常の意味での「国立」の機関ではなく、国の法令に基づいて設立された民間の銀行である。ナショナルバンクを国立銀行と訳したのは渋沢栄一である。
- (4) 伊藤に比べてはるかに長い滞米経験を持つ吉田は、ナショナルバンク型銀行の設立、すなわち複数の発行主体が紙幣を発行する制度は、州の独立性の強い米国でこそ有効であっても、日本には適応しないこと、および、公債を抵当とする銀行紙幣の発行が不換紙幣の増発を招き、政府紙幣整理とは相反すること、の二点を指摘した。
- (5) 国立銀行成規は創立方法を細かに規定しており、創立証書、定款、取締役誓詞などの雛型が記載されていた。国立銀行を設立しようとするものは、この雛型を利用すれば銀行設立に必要な書類の多くを作成することが可能であり、国立銀行設立を促進する効果があったと指摘されている。なお、国立銀行条例、国立銀行成規については「明治財政史 13巻」に全文が収録されている。
- (6) 出納寮は、紙幣交換、国庫現金の出納等の業務を行っていた。当時の大蔵省の組織や業務については、『大蔵省百年史』を参照。
- (7) 今日独立行政法人国立印刷局にあたる部署で、国立銀行の創立許可の判断をするための証書等を徴することから開業免状の交付、業務の監督等すべて紙幣寮の所掌事務であった。『大蔵省印刷局百年史 第1巻』一九九頁参照。
- (8) 第八条「銀行紙幣ノ製造方及其品類紙幣通用ノ能力並ニ破損交換等ノコトヲ明ニス」。
- (9) ただし、例外規定が設けられており(第五節)、「公債証

注

(1) 金札(太政官札)、新紙幣等。

書の利足と海關税)には、国立銀行紙幣を用いることは認められていなかった。

- (10) 二九七頁。
- (11) 大阪第三国立銀行は、明治六年四月、大阪の鴻池善右衛門ほか一〇名が、資本金一五〇万円をもって銀行設立を願い出て同年五月二日に設立を許可されたが、同年十月一日第一回の株主総会が紛糾し、ついに発起人一同の同意により解散することになった。明治七年一月十四日、銀行廃業願を紙幣寮へ提出し、同月二十八日付で廃業を許可された。なお、後に設立された東京第三国立銀行は、まったく別の国立銀行である。
- (12) 『第一銀行史』一三五―一三六頁。かな表記は『第一銀行史』からの引用のまま。
- (13) 『明治財政史』などによると、「新紙幣(明治通宝札)」。「新紙幣」は明治五年四月に発行が開始された。
- (14) 改正前の国立銀行条例では、第六条十六節に、「紙幣発行ノ引当トシテ出納寮ニ納ム可キ公債証書ハ太政官又ハ民部省ヨリ発行セシ金札及ヒ大蔵省ヨリノ発行シタル新紙幣ヲ上納シテ受取りタルモノニ限ルヘシ」と規定されており、大蔵省に預入れることができる公債証書は金札引換公債に限定されていた。
- (15) 設立にあたって金禄公債を活用した事例としては、華族の銀行と呼ばれた第十五国立銀行が代表的である。
- (16) さらに、明治十一(一八七八)年九月九日、金禄公債証書の質入・売買などの禁止が解かれたので、金禄公債証書による銀行の設立が急増するとともに、金禄公債証書は大蔵省に預け入れる公債証書の大部分を占めるようになった。

参考文献

- 朝倉孝吉『明治前期日本金融構造史』、岩波書店、一九六一年
- 大蔵省印刷局『大蔵省印刷局百年史 第1巻』、一九七一年
- 大蔵省百年史編纂室『大蔵省百年史 上巻』、大蔵財務協会、一九六九年
- 大蔵省百年史編纂室『大蔵省百年史 別巻』、大蔵財務協会、一九六九年
- 大蔵省理財局銀行課『銀行課第一次報告』(復刻 財政金融史料集成 第1集銀行局年報)、総合経済研究センター、一九八一年
- 大蔵省理財局銀行課『銀行課第三次報告』(復刻 財政金融史料集成 第1集銀行局年報)、総合経済研究センター、一九八一年
- 柏谷誠『近代企業の移植と定着』、石井寛治・原朗・武田晴人編『日本経済史1 幕末維新时期』、東京大学出版会、二〇〇〇年
- 加藤俊彦・大内力編著『国立銀行の研究』、勤草書房、一九六三年
- 玉置紀夫『日本金融史』、有斐閣、一九九四年
- 第一銀行八十年史編纂室『第一銀行史』、一九五七年
- 鷗見誠良『近代の貨幣・信用』、桜井英治・中西聡編『新体系日本史12 流通経済史』、山川出版社、二〇〇二年
- 日本銀行調査局『図録 日本の貨幣 7』、東洋経済新報社、一九七三年
- 日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行百年史 第1巻』、日本銀行、一九八二年
- 明治財政史編纂会『明治財政史 第13巻』、吉川弘文館、一九七二年(初版は一九〇五年)

(おおぬき・まり)日本銀行金融研究所

- (17) 長野県の八十二銀行の名称も、国立銀行時代のナンバリングの名残であるが、認可順の番号ではなく、上田市の第十九国立銀行と長野市の第六十三国立銀行が合併した際に、両行の数字を足し合わせて行名にしたものである。
- (18) 『明治財政史 13巻』三一八―三二一、三四一―三四八頁。
- (19) 『明治財政史 13巻』三〇六―三〇八頁。国立銀行の民間向け貸付金をみてみると、国立銀行紙幣の流通量の推移との関係が深く、明治九年六月末時点では約二四〇万円であったが、明治十四(一八八一)年六月末時点では約二三〇〇万円まで増加している。国立銀行の貸付金については、『銀行課第一次報告』九二頁、『銀行局第三次報告』三〇―三二頁参照。『銀行課第一次報告』の解題において貸付金と分類されている。貸付金、期限過貸付金、滞貸付金の合計値とした。国立銀行勘定科目については、『銀行課第一次報告』の解題を参照。

- (20) 国立銀行紙幣の通用期限は、明治三十二年十二月九日まであり、これ以降の流通高に記載されている金額は、交換未済高である。
- (21) 日本銀行金融研究所アーカイブ保管資料612。
- (22) 『銀行紙幣支消局設置ノ件』(明治十六年八月十三日)、『銀行紙幣支消部仮内規ノ件』(明治十六年十一月十五日)。日本銀行金融研究所アーカイブ保管資料1103。
- (23) 国立銀行紙幣の回収、紙幣消却方法については、『日本銀行沿革史 第1輯第3巻』七一―七四頁、『日本銀行百年史 第1巻』二九七―三〇四頁、『明治財政史 13巻』五〇二―五二八頁に詳しく説明されている。
- (24) 日本銀行金融研究所アーカイブ保管資料583。
- (25) 日本銀行金融研究所アーカイブ保管資料559。